

2024年3月22日

報道関係各位

千葉県土地家屋調査士会

千葉県と「災害時における住家被害認定調査に関する基本協定」を締結

大規模災害発生時に土地家屋調査士が住家被害認定調査を支援、罹災証明発行を円滑化

千葉県土地家屋調査士会（会長：土倉 靖章）は、2024年3月21日（木）、千葉県と「災害時における住家被害認定調査の連携・協力に関する基本協定」を締結しました。本協定は、千葉県内で地震や台風などの大規模災害が発生した際に、県の要請に基づき、土地家屋調査士が各市町村の住家被害認定調査を支援することにより、罹災証明書を迅速に発行することを目的としています。



熊谷俊人千葉県知事と土倉靖章会長

千葉県土地家屋調査士会では、既に県内全ての市町村と災害時協定を締結しており、大規模災害によって建物が倒壊などの被害に見舞われた際に、罹災証明書を発行する各自治体の要請に基づき、土地家屋調査士が住家被害認定調査の支援を行ってきました。

しかし、自治体の人員不足や協定の周知不足などにより、災害時に当会への支援要請が行き届かないことがありました。また当会ではなく、職員数の多い千葉県・千葉市に対して応援要請がなされるケースもありました。

今回、当会と県が協定を締結したことにより、県を通じた各自治体への支援要請が円滑になされることによって、罹災証明書が迅速に発行されることが期待されます。

本年 1 月 1 日、最大震度 7 の激しい揺れを記録した能登半島地震が発生しました。奥能登地域を中心に崖崩れや土砂災害により道路・鉄道が寸断されるなど、建物の倒壊やライフラインの途絶といった甚大な被害がもたらされました。

また千葉県においては、激甚災害に指定された令和元年房総半島台風による住家被害が記憶に新しいところです。

このような大規模災害で受けた物的被害について、保険請求や公的支援制度を利用する際には、自治体から交付される罹災証明書が必要となります。罹災証明書の発行には、地震などで倒壊した建物の住家被害認定調査が不可欠で、その際には土地家屋調査士の技術的支援と現地調査が欠かせません。

■「災害時における住家被害認定調査に関する基本協定」概要

- 千葉県内で大規模災害が発生した際、県からの応援要請に基づき、住家被害認定調査に関する応援要請に千葉県の土地家屋調査士が対応。
- 千葉県外で大規模災害が発生した際、県及び各自治体が職員を派遣して実施する住家被害認定調査に関する応援要請に千葉県の土地家屋調査士が対応。
- 住家被害認定調査に関する知識や技術の習得を目的とする研修会の開催（対象：県職員及び土地家屋調査士）

■千葉県土地家屋調査士会について

土地家屋調査士は、土地や建物に関する調査・測量・登記申請手続など、不動産登記に必要な業務を行う専門家（国家資格）です。当会には有資格者 571 名と、法人会員 30 事務所が所属しています（2024 年 1 月末現在）。

2019 年 9 月に千葉県を襲った令和元年房総半島台風（台風 15 号）では、各自治体からの要請に応じ、延べ 300 余名の土地家屋調査士が被害を受けた建物の調査を行い、罹災証明書の迅速な発行に寄与しました。

名 称：千葉県土地家屋調査士会

所在地：千葉県千葉市中央区中央港 1-23-25

会 長：土倉 靖章

【 本件に関するお問い合わせ先 】

千葉県土地家屋調査士会 担当：副会長・田中、事務局職員・須田

電話：043-204-2312

FAX：043-204-2313